

選挙運動・政治活動

Q & A



令和6年1月

大子町選挙管理委員会

目 次

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

【Q 1】事前運動とは	1
【Q 2】事前運動に当たらない準備行為として認められる行為は	1
【Q 3】出陣式の案内状の配布	1

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

【Q 1】自治会、町内会などの選考会や推薦会について①	1
【Q 2】自治会、町内会などの選考会や推薦会について②	2
【Q 3】自治会等の推薦会などの決議の外部公表	2
【Q 4】内部的為	2

(3) 選挙運動ができる方

【Q 1】選挙運動ができる期間	2
【Q 2】選挙運動と政治活動の違い	2
【Q 3】選挙運動は誰でもできるのか	2
【Q 4】県知事や市町村長が、推薦人となることについて	3
【Q 5】18歳未満を使用した選挙運動	3
【Q 6】選挙運動用通常葉書の推薦欄について	3
【Q 7】企業からの選挙運動員の派遣	3

(4) 選挙事務所

【Q 1】選挙事務所とは	4
【Q 2】選挙事務所設置数	4
【Q 3】選挙事務所の表示	4
【Q 4】選挙事務所のポスターに写真を貼付	4
【Q 5】選挙事務所の2階から垂れ幕	4
【Q 6】選挙事務所設置場所の制限	4

(5) 戸別訪問と個々面接

【Q 1】戸別訪問とは	4
【Q 2】個々面接とは	4
【Q 3】候補者の名刺の頒布	4
【Q 4】電話による選挙運動	5
【Q 5】電話による演説会の周知	5

(6) 署名運動

【Q 1】禁止される署名運動	5
【Q 2】演説会場での記帳	5
【Q 3】選挙事務所での記帳	5

(7) 飲食物の提供

【Q 1】飲食物の提供とは	5
---------------	---

【Q 2】 選挙事務所で出せる茶菓子とは	5
【Q 3】 陣中見舞い	5
(8) 自動車・船舶・拡声機の使用	
【Q 1】 使用できる自動車	5
【Q 2】 選挙運動用自動車以外の自家用車の使用	6
【Q 3】 乗車人数	6
【Q 4】 シートベルトの着用義務	6
【Q 5】 選挙当日における選挙運動用自動車の駐車	6
【Q 6】 自転車の使用	6
【Q 7】 拡声機の使用台数	6
【Q 8】 電気メガホンの使用	7
(9) 文書・図画による選挙運動	
【Q 1】 文書図画とは	7
【Q 2】 掲示できる文書図画	7
【Q 3】 頒布できる文書図画	7
【Q 4】 候補者の氏名入りタスキやスローガンを記載したのぼり旗の使用	8
【Q 5】 スローガンを記載したジャンパーの使用	8
【Q 6】 選挙運動用通常葉書について①	8
【Q 7】 選挙運動用通常葉書について②	8
【Q 8】 宛名人不明により返還された選挙運動用通常葉書	9
【Q 9】 インターネット選挙運動とは	9
【Q 10】 フェイスブックやLINEなどのメッセージ機能	9
【Q 11】 電子メールによる選挙運動	9
【Q 12】 選挙運動が禁止されている方によるインターネット選挙運動	10
(10) 言論による選挙運動	
【Q 1】 言論による選挙運動	10
【Q 2】 連呼行為とは	10
【Q 3】 朝6時に行う街頭でのあいさつ行為	10
【Q 4】 合同個人演説会について	10
【Q 5】 個人演説会の周知について	10
【Q 6】 午後8時以降の幕間演説	10
【Q 7】 街頭演説の人数	11
【Q 8】 街頭演説での氏名入りビラ頒布	11
【Q 9】 街頭演説の同時開催について	11
【Q 10】 公営施設内でのあいさつ行為	11
【Q 11】 公共施設での出陣式	11
(11) 当選のお礼など	
【Q 1】 当選のお礼の制限	11
【Q 2】 当選祝いのお酒	11
【Q 3】 「当選御礼」の貼紙の掲示	11

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

- 【Q 1】 駐車場のフェンスに掲示された立札・看板 1 2
- 【Q 2】 候補者用・団体用の立札・看板の同時使用 1 2
- 【Q 3】 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置 1 2
- 【Q 4】 政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板の取扱い 1 2
- 【Q 5】 氏名入りのぼりの使用・スローガンのぼりの使用 1 2
- 【Q 6】 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンの記載 1 2
- 【Q 7】 政治活動用ポスターについて 1 2
- 【Q 8】 一定期間内における立候補予定者の氏名入りの政治活動用ポスターの掲示 1 3
- 【Q 9】 会社等への個人政治活動用ポスターの掲示 1 3

(2) 演説等

- 【Q 1】 政治活動における街頭演説 1 3
- 【Q 2】 政治活動における連呼行為 1 3
- 【Q 3】 民間団体主催の公開討論会 1 3

3 寄附及びあいさつ状など寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

- 【Q 1】 公職の候補者等がする寄附 1 4
- 【Q 2】 赤い羽根共同募金 1 4
- 【Q 3】 結婚披露宴に出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ること 1 4
- 【Q 4】 成人式の参加者に記念品を贈ること 1 4
- 【Q 5】 成人式に祝電を出すこと 1 4
- 【Q 6】 候補者の親族などが、代理人として香典を届けること 1 4
- 【Q 7】 お金以外の香典 1 4
- 【Q 8】 御玉串料などは香典か 1 4
- 【Q 9】 香典返しについて 1 5
- 【Q 10】 候補者の親族などの名義による寄附 1 5
- 【Q 11】 カップや記念品を贈ること 1 5
- 【Q 12】 候補者の親族が自己の名義で寄附をすること 1 5

(2) 後援団体が行う寄附

- 【Q 1】 後援団体がする寄附 1 5
- 【Q 2】 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは 1 5
- 【Q 3】 後援団体が会員の親睦のための寄附 1 5

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

- 【Q 1】 禁止されるあいさつ状とは 1 5
- 【Q 2】 印刷した時候のあいさつ状に自書する場合 1 5
- 【Q 3】 パソコンにより作成したあいさつ状 1 6
- 【Q 4】 喪中のあいさつ状 1 6

【Q5】 時候の挨拶と政策を両方記載したもの	16
【Q6】 有料の政策広告は禁止されるか	16
【Q7】 有料の政策広告の中にあいさつ文を入れること	16
【Q8】 政策普及宣伝のビラにあいさつ文をいれること	16

4 公職選挙法の一部改正による公費負担制度の拡大等について

(1) 公職選挙法の一部改正の概要

【Q1】 改正の概要	16
【Q2】 改正の内容	16
【Q3】 公費負担の流れ	17

※本資料記載内容は、公職選挙法規定を基に作成しております。法の解釈等により差異がある場合、また法改正等により変更となることもあります。

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

【Q1】事前運動とは、具体的にはどのようなものですか？

A 選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）は、事前運動となります。後援会などの政治活動であっても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的であると認められる行為は、事前運動となります。例えば、告示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布すること、各戸に訪問することなどは、事前運動に該当する恐れがあります。選挙運動に当たるかどうかは、その行為が行われた時期、態様により総合的に判断されることになります。

【Q2】事前運動に当たらない準備行為としてどのようなことが認められていますか？

A 準備行為として認められる行為は、次のようなものです。

- (1) 推薦、選挙演説を依頼するための内交渉
- (2) 選挙運動事務所、自動車などの借入れの内交渉
- (3) 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- (4) 選挙運動員等の任務の割振り
- (5) 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- (6) 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
- (7) 選挙公報の文案の作成
- (8) 選挙運動費用の調達

※ただし、上記の行為とあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されます。

【Q3】告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数に配布することはできますか？

A 出陣式の案内状は、選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止規定に抵触します。立候補を予定している方が、選挙を見越して各種あいさつ状の送付や新聞広告上に広告する行為、後援会加入文書に本人の写真や経歴を掲載し、依頼することなどは、時期、内容、方法、数量等の態様のいかんによっては事前運動となります。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

【Q1】自治会、町内会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができますか？

A 白紙の状態での推薦決定は認められますが、特定の候補者を最初から推薦する形は、事前運動の恐れがあります。

【Q2】 推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席すること、また推薦された結果、「よろしく頼む」とあいさつすることはできますか？

A 同席は問題ありません。あいさつに関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ありませんが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。

【Q3】 自治会等の推薦会の決議を、外部に公表することはできますか？

A 従来から自治会等の決議を他の自治会等に通知している場合は、従来の方法で通知することは差支えありません。号外のチラシを配布するなど特別な方法を用いたりした場合は、選挙運動と認められる場合が多いです。また、自治会員以外の方なども違反となる恐れがあります。

【Q4】 労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできますか？

A 単なる内部行為であっても、投票を依頼する場合は、事前運動となり禁止されます。

(3) 選挙運動ができる方

【Q1】 選挙運動ができる期間は、いつからいつまでですか？

A 選挙運動は、当該選挙告示日に立候補の届出が受理された時から投票日の前日の午後12時までに限りすることができます。ただし、選挙運動用自動車を使用した連呼行為や街頭演説を行うことができるのは、上記期間の午前8時から午後8時までとなっています。

【Q2】 選挙運動と政治活動は、どのような違いがあるのですか？

A 選挙運動は、特定の選挙につき特定の候補者を当選させることを目的とした行為であり、政治活動は、政党その他の政治団体がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発などを行うことであり、特定の候補者の当選を得るための行為ではないものをいいます。政治家個人が行う政治活動も、選挙運動に及ばない場合は自由に行えます。

【Q3】 選挙運動は誰でもできますか？

A 選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として次のような方は禁止されています。

- (1) 投票管理者、開票管理者、選挙長などの選挙事務関係者
- (2) 選挙権、被選挙権を停止されている方
- (3) 特定の公務員（中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する職員、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税管理及び徴税の吏員）

(4) 一般職の国家公務員・地方公務員は、次のとおりです。

種 別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員（市町村長・議員など）	○	×
一般職の国家公務員	×	×
地方公務員（町職員など）	×	×
	※勤務地の選挙区 以外では○	
町の非常勤職員等（会計年度職員など）	×	×
	※勤務地の選挙区 以外では○	
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

《地位を利用した選挙運動とは》

公務員等がその地位にあるため、特に選挙運動を効果的に行いうるような影響力又は便益を利用して行う選挙運動のこと。

《例》補助金交付、契約締結、許可、監査などの職務権限を持つ公務員

【Q4】 県知事や市町村長が、推薦人としてビラ等に職名を記載したり、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできますか？

A 単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ったりすることは直ちに地位利用になりませんが、もっぱら選挙区内のその県・市町村に関係する方（その県職員や市町村職員等）を対象として行うときは該当する恐れがあります。

【Q5】 18歳未満の方を使用した選挙運動はできますか？

A 18歳未満の方は、一切の選挙運動が禁止されています。ただし、文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待など選挙人に直接働きかけない機械的な労務を行うことは認められています。上記Q3も参照にしてください。

【Q6】 選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や市町村長、市町村議会議員の氏名を記載することはできますか？

A 県知事や市町村長、市町村議会議員等は、公職選挙法第136条の2の規制を受ける公務員であるため地位を利用した選挙運動はできませんが、それ以外の選挙運動は認められているため、推薦欄に氏名を記載することができます。ただし、時期や態様によっては、自身の選挙運動又は事前運動と認められ、禁止される場合があります。

【Q7】 企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことはできますか？

A 従業員が有給休暇等を利用して選挙運動員をすることは問題ありませんが、業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ禁止されます。

(4) 選挙事務所

【Q 1】選挙事務所とは、何をするとところを指すのですか？

A 特定の候補者について投票を得るため、演説会の準備やポスターを貼る手配をするなど、選挙運動に関する事務を取り扱う場所を指します。

【Q 2】選挙事務所はいくらでも設置できますか？

A 町長、町議会議員選挙の場合は、候補者一人につき1か所に限られます。

【Q 3】選挙事務所にはどのような表示ができますか？

- A (1) ポスター、立札、看板の類を通じて3以内
大きさはともに縦350cm、横100cm以内（縦、横は自由）
(2) ちょうちん1個
大きさは高さ85cm、直径45cm以内

【Q 4】選挙事務所を表示するポスターに、候補者の写真を貼付することはできますか？

A できます。ポスターの記載内容に制限はありません。

【Q 5】選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕を垂らす場合、表示されたポスターとなりますか？

A 垂れ幕は看板の類とみなされますので、規格の制限内であれば差し支えありません。

【Q 6】選挙事務所を設置する場所に制限はありますか？

A 設置する場所に制限はありませんが、投票当日、投票所を設けた場所の入口から直線距離300メートル以内にある場合は、閉鎖するか、300メートル以外の区域に移転させなければなりません。なお、閉鎖や移転を行った際は、異動届の提出が必要です。

(5) 戸別訪問と個々面接

【Q 1】戸別訪問とはどのようなものですか？

A 候補者又は運動員が連続して選挙人の家を訪ね、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されています。ただし、一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上訪問する目的を持っていた場合は戸別訪問となります。

【Q 2】個々面接とはどのようなものですか？

A 道路上や電車、バスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。

【Q 3】候補者の名刺を選挙人の住居にだまっておいてまわるのは、戸別訪問になりますか？

A 戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書図面の頒布の禁止にもなる恐れがあります。

【Q4】電話での選挙運動はできますか？

A 選挙の当日を除いて、選挙運動の期間中は、候補者又は第三者でも電話による投票依頼をすることができます。

【Q5】電話で有権者に対し、次々と演説会の開催又は演説を行うことについて通知することは違反になりますか？

A 電話で通知を行う場合は、戸別訪問にならないので違反になりません。

(6) 署名運動

【Q1】どんな名目の署名運動も禁止されるのですか？

A 名義が後援会に加入させるためとなっていたとしても、それが投票を得る目的、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止行為に該当します。

【Q2】選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させることは差支えありませんか？

A 「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。

【Q3】選挙事務所を訪れた選挙人に、受付で記帳させることは差支えありませんか？

A 「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。

(7) 飲食物の提供

【Q1】飲食物の提供とはどういうことですか？

A 「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされています。何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができません。

【Q2】選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度ものですか？

A まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものです。

【Q3】選挙人が、陣中見舞いとして酒やペットボトルのウーロン茶1箱を贈ることはできますか？

A 酒は、「湯茶」の類に含まれないため贈ることはできません。ウーロン茶については、「湯茶」の類に当たるので贈ることができます。ただし、選挙期日後に「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため差し支えありません。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q1】使用できる自動車はどのような種類ですか？

A ○使用できる自動車

- (1) 乗車定員10人以下の乗用自動車
- (2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（バン型等）
- (3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（ジープ等）
- (4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車（町村の選挙のみ）

○次のものは使用できません。

- (1) 構造上宣伝を主たる目的とするもの
- (2) 構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部が開け放しになっているもの（二輪自動車、小型貨物自動車及び軽貨物自動車を除く。）
- (3) (1)、(2)の自動車で、屋根の取り外しや屋根を開くことができるもの（小型貨物自動車及び軽貨物自動車を除く。）
- (4) (3)の自動車については、屋根の開閉できるものでも使用できますが、走行中は屋根を開いて使用することはできません。（小型貨物自動車及び軽貨物自動車を除く。）

【Q2】 法定の選挙運動用自動車1台のほかに、自家用車を使用することがはできますか？

- A 自家用車をたまたま選挙事務所から演説会場に行くために臨時に使用する程度なら差し支えありませんが、常時そのために待機させて利用するような場合は違反となります。

【Q3】 選挙運動用自動車に乗車する人員には制限がありますか？

- A 乗車する人員は、候補者と運転手一人を除いて4人を超えてはならず、この4人は、選挙管理委員会が定めた腕章をつけなければなりません。

【Q4】 選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務がありますか？

- A 選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号の規定により、運転手と運転席以外に乗車する方のシートベルト着用義務が除外されていますが、安全上は着用することが望ましいです。

【Q5】 選挙期日当日、選挙運動用自動車を公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車していても差し支えありませんか？

- A 選挙運動用自動車に取り付けているポスター・看板などは、選挙当日に掲示することができません。したがって、ポスター・看板などを撤去するか文字が見えないようにしなければなりません。

【Q6】 選挙運動で自転車を使用することはできますか？

- A 使用できますが、自動車とは文書図画の規制が異なりますので注意が必要です。

【Q7】 拡声機は何台使用できますか？

- A 使用できる数は、候補者一人につき一揃いです。個人演説会の開催中は、その会場において別に一揃いを使用できます。

【Q 8】電気メガホンは拡声機ですか？

A 拡声機です。

(9) 文書・図画による選挙運動

【Q 1】文書図画とはどういうものをいうのですか？

A 文書図画の範囲はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちようちんなど、目で見て意味の分かるものなら全て含まれます。

【Q 2】掲示できる文書図画にはどのようなものがありますか？

A (1) 選挙事務所

○ポスター、立て札、看板の類は通じて3以内。大きさは縦350cm、横100cm以内

○ちようちんは1個のみ。大きさは高さ85cm、直径45cm以内

(2) 選挙運動用自動車

○ポスター、立札、看板の類の数に制限はありません。大きさは縦273cm、横73cm以内

○ちようちんは1個のみ。大きさは高さ85cm、直径45cm以内

※自転車については、上記の文書図画の掲示は一切できません。

(3) 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類

○候補者が使用する場合のみ、制限はなし

(4) 個人演説会

○会場外に掲示するものは、会場ごとに通じて2枚以内で、大きさは縦273cm、横73cm以内

※上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

【Q 3】頒布できる文書図画にはどのようなものがありますか？

A (1) 選挙運動用通常葉書

○町長選挙2,500枚、町議会議員選挙800枚

・選挙用である旨の表示が必要

・記載内容は自由

(2) 選挙運動用ビラ

○町長選挙5,000枚、町議会議員選挙1,600枚

・選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもので、ビラには選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければならない。

・規格は、A4版（長さ29.7cm、幅21cm）を超えないもの

・ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者各々の氏名及び住所を記載

・記載内容は自由

- ・頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られます。

(3) インターネット

- ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ・ツイッターやフェイスブックなどのSNS・動画共有サービス・動画中継サイトなど）
- 電子メール（候補者及び政党等のみ）

【Q4】選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したタスキを身に付けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼり旗を取付け、走行することはできますか？

A 候補者が身に付けるタスキについては、禁止する回覧行為の対象から除外されていますので問題はありませんが、選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼり旗は「選挙運動のためのもの」に該当し、違反となる恐れがあります。

【Q5】選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できますか？

A 選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止されます。「選挙運動用」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報等に使用されているか等を考慮し、総合的に判断されます。

【Q6】選挙運動用通常葉書について、次のような場合は違反となりますか？

- (1) 推薦者の代表者が、経営する会社の従業員に推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すこと。
- (2) 推薦者として、町職員の名前を記載した葉書を出すこと。
- (3) 現職の町長・町議会議員が、推薦者欄に名前を記載すること。
- (4) 推薦者として、法人名を記載すること。

A (1) 自身が経営する会社の従業員に葉書を出すことは問題ありませんが、雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止されます。
(2) 地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。
(3) 単に推薦者として名前を記載することは問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。
(4) 差し支えありません。

【Q7】選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することはできますか？また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することはできますか？

A 同一世帯にある選挙人数名を連記することは、通常の使用方法与解され差し支えありません。会社や工場等選挙人が多数集中しているところに個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等に

よる伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触します。

【Q 8】宛名人不明により差出人に返送された選挙運動用通常葉書の取扱いはどのようになりますか？

A 既に頒布行為があったとみなされ、当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

【Q 9】インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を用いることができますか？

A 概要は次のとおりです。

できること／できないこと		政党等	候補者	候補者・政等以外の方
ウェブサイト等を用いた選挙運動用	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（ツイッター、フェイスブック等）	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※1	△※1	△※1
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ、ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可能です。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要です。

【Q 10】フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやり取りをするメッセージ機能は「電子メール」に該当しますか、「ウェブサイト等」に該当しますか？

A ウェブサイト等に該当します。

【Q 11】電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでですか？

A 候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある方や親族や友人のように特別信頼関係にある方が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業に従事しているにすぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しません。

【Q 1 2】 選挙運動が禁止されている方が次の行為をすることができますか？

- (1) 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること。
- (2) 選挙運動に関する事項に対し、ツイッターの「リツイート」をすること。
- (3) 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びツイッターに当該画像をアップすること。

- A (1) できます。個別具体的な状況によりますが、直ちに選挙運動には当たりません。
- (2) できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。
- (3) できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

(10) 言論による選挙運動

【Q 1】 言論による選挙運動とは、どのような方法をいうのでしょうか？

- A 文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送など音声による言論運動という意味です。

【Q 2】 連呼行為というのはどのようなものですか？

- A 選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称又は演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車上若しくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）又は演説会の場所以外では禁止されています。なお、連呼行為ができる場所であっても、学校、病院などでは静穏を保持するよう努めなければなりません。

【Q 3】 選挙運動期間中、朝6時から候補者がタスキを着けて駅前に立ち、通行人にあいさつを行うことはできますか？

- A 通行人に対する単なるあいさつであり、タスキの着用に時間的制限もないため可能ですが、演説及び連呼行為はできません。

【Q 4】 合同の個人演説会を開催することはできますか？

- A 第三者主催の候補者合同演説会は開催できませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式をとれば開催することができます。

【Q 5】 個人演説会の周知は、どのような方法ですることができますか？

- A 選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能です。各戸を回っての周知は、戸別訪問の禁止に抵触するためできません。

【Q 6】 午後8時以降に幕間演説で連呼行為はできますか？

- A 幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間に制限がないため、午後8時以降でも連呼行為をすることができます。

【Q 7】街頭演説は何人でもできますか？

A 選挙運動に従事する方（候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く。）は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、町選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。

【Q 8】街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することができますか？

A 町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚の選挙運動用ビラの頒布が認められています。

【Q 9】街頭演説を同時に数か所で行っても差し支えありませんか？

A 街頭演説をする時には、町選挙管理委員会が交付する標記を掲げる必要があります。標記の数は一つに決められていますので、必然的に一か所しかできません。

【Q 10】選挙運動期間中、公営施設内で活動中の町民にあいさつ等を行うことができますか？

A 単にあいさつ程度なら問題ありませんが、あらかじめ聴衆を集めると個人演説会の扱いとなり規制を受けます。

【Q 11】公共施設で出陣式を行うことができますか？

A 出陣式は、選挙運動の演説の一環と考えられます。選挙運動のための演説・連呼行為は、国又は地方公共団体の所有し、管理する建物では行うことができませんので、公共施設内での出陣式は禁止されます。

(11) 当選のお礼など

【Q 1】当選のお礼の挨拶に制限はありますか？

A 次の行為は禁止されています。

- (1) 戸別訪問をすること。
- (2) 挨拶をする目的をもって文書図画を頒布又は掲示すること（インターネットは可）。
- (3) 挨拶をする目的をもって新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車をつなげたりして、氣勢を張ること。
- (7) 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。

【Q 2】当選のお祝いとしてお酒をもらうことはできますか？

A 当選祝いのお酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため差し支えありません。ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできません。

【Q 3】「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q 1】 候補者の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできますか？

A 政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできません。

【Q 2】 一般の住宅に候補者用 2 枚、後援会用 2 枚の立札・看板を掲示することはできますか？

A その場所が、候補者の事務所であり、かつ、後援会の事務所となっているのであれば 2 枚ずつ掲示できます。

【Q 3】 選挙運動期間中に新たな政治活動用立札・看板を掲示することができますか？

A 選挙運動期間中は、新たな政治活動用立札・看板を設置することも掲示中の看板を移動させることもできません。

【Q 4】 政治活動用事務所を選挙事務所として使用した場合、政治活動用立札・看板と選挙事務所を選挙事務所の看板を混在して掲示することはできますか？

A それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば掲示することができます。

【Q 5】 駅前等で町政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできますか？
また、スローガンののぼり旗は掲示することはできますか？

A 公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む。）は、街頭演説の場所では掲示できません。なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示することができます。

【Q 6】 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできますか？

A 氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの又は演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。なお、スローガンのみの場合は差し支えありません。

【Q 7】 政治活動用ポスターについて制限はありますか？

A 次の制限があります。

- (1) ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者各々の氏名及び住所の記載が必要です。
- (2) 極端に大きいもの又は連続して多数掲示している場合は、選挙運動と見られる恐れがあります。
- (3) ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできません。
- (4) 任期満了の 6 か月前などの一定期間は、個人の政治活動用ポスターの掲示が禁

止されます。

【Q 8】町議会議員の任期満了前6か月以内に、当該町議会議員選挙の立候補予定者が弁士として記載された政党等の演説会告知用ポスターを掲示することは認められますか？

A 次の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示することができます。

- (1) 弁士が複数であること。
- (2) 弁士の全てを同等に扱っていること。
- (3) 弁士の1人にかかる面積が純然たる政党部分を超えないこと。
- (4) 弁士の全てが同一選挙区の公職の候補者等ではないこと。

※ただし、上記を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければなりません。

【Q 9】候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内に掲示することはできますか？

A 任期満了前6か月以内に、不特定多数の方が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されています。なお、個人宅に内向きに掲示することは可能です。

(2) 演説等

【Q 1】平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っているが、次の行為に問題はありますか？

- (1) 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行うこと。
- (2) 警察署の許可を受けずに行うこと。

A (1) 平常時の政治活動のための街頭演説については、時間の制限がないため行うことができます。

- (2) 道路に人を多数寄せつけて演説するなど、一般の交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合がありますが、一般的に、交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。

【Q 2】告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら町内を走行することはできますか？

A 氏名の連呼行為は、事前運動となる恐れがあります。

【Q 3】民間団体が、告示日直前に町内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することはできますか？また、選挙運動期間中はどのようにしょうか？

A 告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り差し支えありません。選挙運動期間中は、演説会を開催することができる

のは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催できません。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えありません。

3 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q 1】公職の候補者等がする寄附で認められているのはどのようなものですか？

A 公職の候補者等は、選挙区内にある方に対して、次の場合を除いて全ての寄附が禁止されています。

- (1) 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
- (2) 公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附
- (3) 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償
- (4) 公職の候補者等が、自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

【Q 2】公職の候補者等が、赤い羽根共同募金に募金することは問題ありませんか？

A 募金先の事務所等が当該選挙区内にある場合は禁止されます。

【Q 3】公職の候補者等が、選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできますか？

A 「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、候補者自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。

【Q 4】公職の候補者等が、選挙区内で行われる成人式の参加者に記念品を贈ることはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。

【Q 5】公職の候補者等が、選挙区内で行われる成人式に祝電を出すことはできますか？

A 祝電は寄附でないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことができます。

【Q 6】公職の候補者等の親族や秘書が、代理出席して選挙区内にある者に香典を届けることはできますか？

A 公職の候補者等が自ら出席していないためできません。

【Q 7】「香典」はお金に限られますか？例えば、線香などをもっていくことはできますか？

A 香典は金銭に限られますので、線香を持って行くことはできません。

【Q 8】「ご供花料（仏式）」「御玉串料（神式）」「御花輪料（キリスト教式）」などの表書でお金を出すことも香典に含まれますか？

A これらの表書きでお金を出すことも香典として認められます。

【Q 9】公職の候補者等が、香典返しをすることは差し支えありませんか？

A もらった香典に対して返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは差し支えありません。なお、祝儀のお返しは禁止されています。

【Q 10】公職の候補者等が、親族や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることができますか？

A 罰則をもって禁止されます。

【Q 11】公職の候補者等が、町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることができますか？

A 罰則をもって禁止されます。

【Q 12】公職の候補者等の親族が、その経費を自己負担して自己の名義で寄附をすることができますか？

A 差し支えありません。

(2) 後援団体が行う寄附

【Q 1】後援団体がする寄附で認められるのはどのようなものですか？

A 後援団体は、選挙区内にある方に対して、次の場合を除いて全ての寄附が禁止されています。

- (1) 当該公職の候補者に対する寄附
- (2) 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- (3) 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

【Q 2】後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか？

A その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

【Q 3】後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【Q 1】禁止されるあいさつ状とはどのようなものですか？

A 公職の候補者等が、選挙区内にある方に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止されています。なお、これらのうち、答礼のための自筆によるものについては、禁止の対象とされていません。

【Q 2】印刷した時候のあいさつ状に、公職の候補者等が住所と氏名を自書したものは、自書によるあいさつ状と認められますか？

A 認められません。

【Q3】 パソコンにより作成したあいさつ状は、自書によるあいさつ状と認められますか？

A 認められません。

【Q4】 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します。」という欠礼の葉書を選挙区内の者に対して出すことはできますか？

A 年賀状に類するあいさつ状と認められるため、出すことはできません。

【Q5】 選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候の挨拶とそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は、出しても差し支えありませんか？

A 全体として時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。

【Q6】 有料の政策広告は禁止されますか？

A 政策広告は、あいさつを目的とする有料広告とは異なるため、禁止されません。

【Q7】 有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはできますか？

A 「あいさつ文」を入れることで、主としてあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められた場合は、罰則をもって禁止されます。

【Q8】 公職の候補者が発行する政策普及宣伝のためのビラ等に、あいさつ文を掲載することはできますか？

A 掲載することができます。

4 公職選挙法の一部改正による公費負担制度の拡大等について

(1) 公職選挙法の一部改正の概要

【Q1】 令和2年6月改正、12月施行の改正の概要はどのようなものですか？

A 今回の改正は町村の選挙における立候補に係る環境の改善のための選挙公営（公費負担）の対象を拡大するほか、町議会議員選挙においても供託金制度を導入、選挙運動用ビラの頒布が可能となりました。

【Q2】 改正の内容は、主にどのようなものですか？

A 主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 供託金

町長選挙50万円（変更なし）、町議会議員選挙15万円（改正）

※なお、当該候補者の得票が一定の得票数（供託物没収点）に達している場合は、当選・落選に関係なく返還されます。町長選挙は有効投票総数の10分の1、町議会議員選挙は有効投票総数を議員定数で除した数の10分の1

(2) 選挙運動用ビラの頒布

町長選挙5,000枚（2種類以内）（変更なし）

町議会議員選挙1,600枚（2種類以内）（改正）

頒布方法等の詳細は1-(9)-Q3参照

(3) 選挙公営（公費負担）制度の拡大

- ・選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成（改正）
 - ・選挙運動用通常はがきの郵送（町長選挙2, 500枚、町議会議員選挙800枚）、ポスター掲示場の設置（町内164か所）、選挙公報の発行（従前どおり）
- ※なお、公費負担項目には、それぞれ公費負担限度額等が定められています。

【Q3】公費負担の流れは、おおむねどのようになっていますか？

A 選挙運動用通常はがきの郵送及びポスター掲示場設置は、候補者が関わらずに選挙管理委員会が経費を直接的に支出します。その他の公費負担分は、候補者と契約業者等との間で有償契約を締結いただき、必要書類を選挙管理委員会に届出、その後必要な手続を経て、契約業者から選挙管理委員会への請求に基づき業者に直接支払います。なお、規定による限度額の範囲内で実際に要した費用のみ公費から支払われ、必要な手続を経てないものや限度額を超える部分は候補者の負担となります。また、候補者が立て替え払いを行った場合や当該候補者の得票が供託物没収点に達しない場合は公費負担されません。